

発表項目 (行事名)	宗谷圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員の公募について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道では、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護に関することなどについて協議するため、全道14の圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」を設置しています。</p> <p>このたび、宗谷圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下「委員会」という。）において、道民の皆様の意見を伺い、ともに考えるため、次のとおり委員を公募します。</p> <p>※応募資格、応募方法等については、別添「宗谷圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募のお知らせ」をご参照ください。</p>		
参考	宗谷圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募のお知らせ (ルビなし・ルビあり)		

報道(取材)に当たってのお願い	より多くの方から御応募いただけるよう、積極的な報道をお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課 社会福祉課長 吉良 裕一郎 (TEL 0162-33-2979(直通) : 内線 3800) 主査(地域福祉) 及川 栄光 (TEL 0162-33-2573(直通) : 内線 3812)		
-------------	--	--	--

宗谷圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募のお知らせ

北海道では、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護に関することなどについて協議するため、全道14の圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」(以下「地域づくり委員会」という。)を設置しています。

このたび、地域づくり委員会において、道民の皆様の意見を伺い、ともに考えるため、次のとおり委員を公募しますので、積極的に御応募ください。

1 応募資格

次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 宗谷総合振興局管内に居住する満20歳以上の方〔令和6年(2024年)4月1日現在〕
- (2) 障がい保健福祉に幅広い見識と関心をもち、年数回開催する委員会に出席できる方

2 募集する人数

障がいのある方1名及び地域住民2名

3 委員の任期

委嘱の日(令和6年(2024年)4月1日予定)から2年間

※ 委嘱された方の氏名は公表されます。

4 応募方法

(1) 応募に必要な書類(2種類)

ア 応募用紙(様式1)

イ 作文(様式2)

「障がい者が暮らしやすい地域の実現に向けて」について、あなたが考えていることを800字以内にまとめてください。

※ 書類は、点字又は代筆によることもできます。点字による応募の場合は、様式は自由です。

※ 様式1及び2は、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課及び宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課で配布しているほか、北海道のホームページでダウンロードできます。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/174368.html>)

(2) 書類の提出方法

宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課あて、提出期限までに郵送(消印有効)又は持参してください。

※ 持参の場合は、平日(開庁日)の9:00~17:00までの間に持参してください。

※ 提出期限及び郵送先は、8を御参照ください。

5 選考

選考委員会において、提出された作文及び応募用紙記載内容を踏まえ、必要な審査等を行い選考します。なお、過去に一般職に属する北海道職員であった者からの応募については、同一の応募区分に他に応募者がいない場合に限り選考対象とします。

選考結果は、3月中までに応募者全員にお知らせします。

6 委員の役割等

(1) 学識経験者等の委員とともに、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護などに関する課題や申し立てのあった事項について、当事者や参考人などから意見聴取を行い、問題の解決に向けて協議をしていただきます。

(2) 個別の権利侵害等について協議する場合には、委員会は非公開となりますので、委員会内で協議されたことについては、秘密を保持していただくこととなります。

7 報酬等

委員会に出席いただいた場合は、北海道の規定に基づき、報酬及び旅費をお支払いします。

8 宗谷総合振興局が所管する市町村、郵送先・問い合わせ先及び提出期限

	所管する市町村 作文テーマ	郵送先・問い合わせ先	提出期限 (消印有効)
宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町 障がい者が暮らしやすい地域の実現に向けて	宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課 〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 電話 0162-33-2573	令和6年 (2024年) 1月22日(月)

宗谷圏域 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募のお知らせ

北海道では、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護に関することなどについて協議するため、全道14の圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」（以下「地域づくり委員会」という。）を設置しています。

このたび、宗谷圏域の地域づくり委員会において、道民の皆様の意見を伺い、ともに考えるため、次のとおり委員を公募しますので、積極的に御応募ください。

1 応募資格

次の要件を全て満たすことが必要です。

(1) 宗谷総合振興局管内に居住する満20歳以上の方〔令和6年(2024年)4月1日現在〕

(2) 障がい保健福祉に幅広い見識と関心を持ち、年数回開催する委員会に出席できる方

2 募集する人数

障がいのある方1名及び地域住民2名

3 委員の任期

委嘱の日（令和6年(2024年)4月1日予定）から2年間

※ 委嘱された方の氏名は公表されます。

4 応募方法

(1) 応募に必要な書類（2種類）

ア 応募用紙（様式1）

イ 作文（様式2）

「障がい者が暮らしやすい地域の実現に向けて」をテーマとして、あなたが考えていることを800字以内にまとめてください。

※ 書類は、点字又は代筆によることもできます。点字による応募の場合は、様式は自由です。

※ 様式1及び2は、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課及び宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課で配布しているほか、北海道のホームページでダウンロードできます。（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/174368.html>）

(2) 書類の提出方法

宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課あて、提出期限までに郵送(消印有効)又は持参

してください。

※ 持参の場合は、平日(開庁日)の9:00~17:00までの間に持参してください。

※ 提出期限及び郵送先は、8を御参照ください。

5 選考

選考委員会において、提出された作文及び応募用紙記載内容を踏まえ、必要な審査等を行います。なお、過去に一般職に属する北海道職員であった者からの応募については、同一の応募区分他に応募者がいない場合に限り選考対象とします。

選考結果は、3月中までに応募者全員にお知らせします。

6 委員の役割等

(1) 学識経験者等の委員とともに、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護などに関する課題や申し立てのあった事項について、当事者や参考人などから意見聴取を行い、問題の解決に向けて協議をしていただきます。

(2) 個別の権利侵害等について協議する場合には、委員会は非公開となりますので、委員会内で協議されたことについては、秘密を保持していただくことになります。

7 報酬等

委員会に出席いただいた場合は、北海道の規定に基づき、報酬及び旅費をお支払いします。

8 宗谷総合振興局が所管する市町村、郵送先・問い合わせ先及び提出期限

	所管する市町村 ----- 作文テーマ	郵送先・問い合わせ先	提出期限 (消印有効)
宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町 ----- 障がい者が暮らしやすい地域の実現に向けて	宗谷総合振興局 保健環境部社会福祉課 〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 電話 0162-33-2573	令和6年 (2024年) 1月22日(月)